



万一の休業保障に

「全国医師休診共済」

加入年齢拡大とケガ死亡補償新設

病気や災害で診療に従事できなくなった場合の備えとしては、まず県医師会の『医師共済』があり、月額60万円であります。しかし、これだけで足りない場合、この不足額を少しでも補うものとして、医師協(全医協)の『休診共済』があります。

『休診共済』(任意加入)は、免責7日(災害の場合は、休業1日目より給付)で、最高給付額(3口)は、月額54万円です(60歳未満の場合。60歳以上は、従来通り45万円)。加入の際の会費は不要。また、医師の診査はなく告知だけで済みます。

掛金は、年齢によって多少異なりますが、例えば、40歳～55歳の方では、1口2千円で3口まで掛ける事ができます。(最高3口まで。3口の月掛金6千円、給付額54万円)。

同一の原因による疾病・災害に対する休業共済金の支払日数は、180日をもって限度とします。入院、自宅療養共に対象となりますし、代診により経営を続けられても給付されます。

また、給付を受けなかった場合、期間に応じて、無事故祝金に加えて、無事故加算祝金が支払われます。

この休診共済と医師共済を併せると月額114万円になりますが、これでまだ諸費用は賅えないと思います。

さらに不足額を補うために『団体所得補償保険』、『団体長期障害所得補償保険』(広医株式会社・取扱い)にも加入されることがより万全かと思えます。

〔給付内容〕(60歳未満の場合)

共済の対象		1口	2口	3口
病気	加入時より3ヵ月経過後発病して休業した場合(休業8日目より給付)[疾病休業共済金]	1日につき 給付額 6,000円	1日につき 給付額 12,000円	1日につき 給付額 18,000円
災害	一時的に仕事に従事出来なくなった場合(休業1日目より給付)[災害休業共済金]			

〔掛金月額〕

加入年齢	1口	2口	3口
30歳～39歳	1,500円	3,000円	4,500円
40歳～55歳	2,000円	4,000円	6,000円
56歳～59歳	2,500円	5,000円	7,500円
60歳～65歳	3,500円	7,000円	10,500円
66歳～70歳	4,000円	8,000円	
71歳～75歳	4,500円	9,000円	

〔註〕 65歳までに加入すると、80歳まで3口更新することが出来、66歳から75歳までに加入すると、80歳まで2口更新することが出来ます。掛金は、銀行預金口座自動振替です。

勤務医の先生方にもお勧めします。

〔申込・問合せ〕 医師協同組合 電話(082)232-8800

《新築・改築を計画しておられる先生へ》

火災保険等(火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災)の取り扱いをしております。何なりと医師協・広医(株)事務局(TEL082-232-8800)までご相談ください。